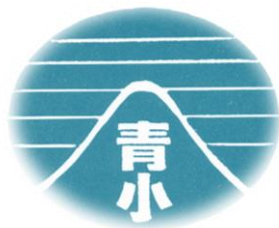


いじめ防止基本方針

令和7年度（2025年度）改訂版



姫路市立青山小学校

姫路市立青山小学校いじめ防止基本方針

姫路市立青山小学校

1 学校の方針

本校は、「主体的に学び、仲間とともに、問題を解決する力の育成」を目標に掲げている。そこでは、児童相互の望ましい人間関係を構築し、自分を大切にし、相手を思いやる心を育み、自己肯定感や命を大切にする人権感覚を育むことを目指しており、目標実現のために日々の教育活動に取り組んでいる。特に重要課題となっているいじめについては、家庭・地域及び関係機関等と緊密に連携して組織的に対応することを基本とし、教職員と児童生徒がいじめを許さないという強い意志を共有して、児童の人権感覚を涵養しながらやさしい学校づくりと人間関係づくりに資するため、本校のいじめ防止基本方針を制定する。

教職員が共通理解を図り、組織的な指導体制を活用し、いじめの積極的な認知と、未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速な解決に向け、いじめを受けた児童に寄り添いながら、職員が一丸となっていじめの解決に向かい合うようにする。

2 基本的な考え方

本校区は姫路市北西部に位置し、小高い山々が連なる学校周辺には、四季折々の花が咲き、小鳥のさえずりが聞こえるなど、自然環境に大変恵まれている。児童はのびのびと学校生活を送っており、明るく活動的である。

開校当初は、校区の住宅化が急速に進みマンションが多く建てられ、校区の人口は一時急激に増加し、児童数が1,000人を超える大規模校であった。令和5年度に開校40周年を迎えるが、世代交代と少子化が相まって、年々児童数が減少し、410名となる。

近年、核家族化や少子化などにより、子供をとりまく社会の状況は、大きく変化しており、価値観の多様化、経済的な格差など様々な課題が、児童の学校生活においても生活指導上の問題として現れてきている。

本校には、基本的生活習慣や学習規律が確立できず、基礎学力が定着しにくい子をはじめ、些細なことで感情的になり冷静さを欠いてしまう子、中には、命を大切にしない言動で相手を傷つけてしまう子が少なからず在籍している。学校や学級において、自分の思いを素直に表現でき、思いやりに満ちた人間関係を築いていけるよう指導していく必要がある。

いじめは、本校においても起こりうる可能性は十分にあると考えられる。学校のみな

らず、地域においても、年齢を超え中学生も混じって遊ぶ姿を目にすることがある。児童の日常生活の中で起こるトラブルに、その原因としていじめが潜在している可能性もある。

そこで、教職員が児童や保護者、並びに地域の方々と共に、絶対にいじめは許さないという強い意識を共有し、いじめを根本から抑制しお互いの人権を守る土壌を育み維持していく中で、いじめを許さない学校づくりを推進し、万が一いじめの事案が発生した場合にも、早期解決に向け以下の体制を構築して取り組む必要があると考える。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、『当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の関係のある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）』であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

4 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強盗等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ⑩ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

5 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的なものとするため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導（生活指導）体制などの校内組織を別途定める。

資料1 日常の指導体制

また、教職員や大人が気づかないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことなく、早期に発見するためのチェックリストを別途定める。

資料2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な以下の4点についての取組を体系的・計画的に行い、その都度、PDCAによる改善に資するための年間指導計画を別途定める。

- ① 包括的な取組
- ② 未然防止の取組
- ③ 早期発見の取組
- ④ 学級その他の取組

資料3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別途定める。

資料4 緊急時の組織的対応

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにおける重大事態とは、「当該いじめにより児童・生徒の生命や、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」とし、いじめを受けた児童の側に立ち、個々の状況から被害の重大性を判断する。最悪な結果としていじめによる自殺に至るケースはもとより、人体への重大な傷害や暴行や継続的な精神的苦痛や精神的疾患を発症するケースなどが想定できる。

また、「いじめを理由に当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められる時」の相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、その結果に基づいて個別に判断することとする。

さらに、児童や保護者からいじめを理由として重大な事態に至っているという申し出があった時には、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

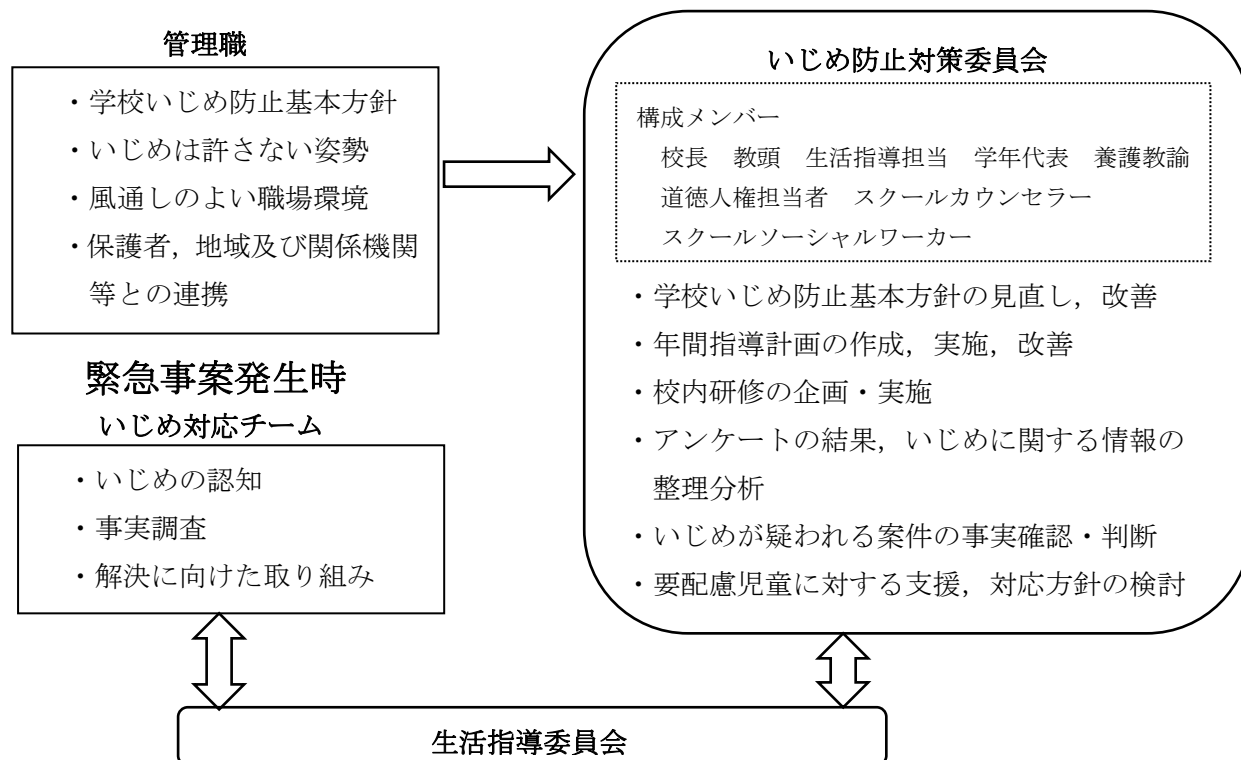
校長がいじめを理由とした重大事態であると判断した場合は、直ちに姫路市教育委員会ならびに兵庫県教育委員会に報告する。そして、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会を招集し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員・主任児童委員等を加えた組織により調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、姫路市教育委員会及び兵庫県教育委員会が設置する重大事態の調査を行う組織に全面的に協力し、事案の解決に向けて対応する。

7 その他の事項

普段から風通しの良い学校、開かれた学校を目指している本校としては、これまでも地域や保護者に向けての情報発信に努めてきた。この度のいじめ防止対策については、保護者はもとより地域と連携した取組を行うことで実効性がより高まると考えている。策定した「青山小学校いじめ防止基本方針」を学校のHPや学校便りで公開し、学校評議員会、PTA総会、役員会、愛護育成会総会、学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会をとらえて情報発信に努め、広く協力を呼びかけていくようにする。

また、いじめ防止対策の精度をより向上させるために、学校の基本方針をはじめ、対策そのものについて常時点検し、見直しを図る。そして、大白書中校区で現在取り組んでいる人権教育、道徳教育を一層推進し、年間計画に基づいて児童の自尊感情や自己肯定感、他者との人間関係形成力、人として相手を尊敬する心の醸成に最大限努力する。さらに、教師主導の指導だけでなく、学校全体としての取組に高めていく視点から、児童が主体となったいじめ防止キャンペーン等の取組を取り入れるなど児童からの活動への底上げを図るようにする。



早期発見

1 情報の収集

日常的な観察と気づき
養教，専科からの情報
教師間の情報交換
児童・保護者・地域の情報
登下校指導
挨拶指導
校内巡視
アンケートの実施と面談

2 相談体制の確立

相談窓口の開設
スクールカウンセラーの活用
スクールソーシャルワーカーの活用

3 情報の共有

報告・連絡・相談の徹底
要配慮児童の実態把握と共有

未然防止

1 いじめ根絶宣言

校長・学年・学級

2 学習指導の充実

学習規律づくり

学級集団づくり

わかる授業づくり

言語活動の重視

3 体験活動の充実

4 特別活動の充実

異年齢交流

歓迎遠足・児童朝会

児童集会など

愛校作業

5 ライフスキル教育の充実

6 教育相談の充実

7 人権教育の充実

8 情報教育の充実

メディアリテラシー

ケータイ教室

9 保護者・地域及び関係機関等との連携

学校いじめ防止基本方針の周知

オープンスクールの実施

授業参観・道徳授業公開

地域行事への積極的参加

校内・校外研修の充実

1 いじめが起こりやすい集団になっていないか

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 隣の子の机との間に隙間があつたり，班にすると机と机の間に隙間があつたりする
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり，他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中，教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 授業中，教職員に見えないようにメモや手紙を回している
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 教室掃除で特定の子どもの机送りをしようとししない
- ☐ ひそひそ内緒話をする
- ☐ SNS等を利用して情報交換をしているグループがある

2 いじめられている子はいないか

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど，にやにや，にたにたしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし，目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとししない
- ☐ 顔色が悪く，元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり，愛想笑いをしたりする

● 昼食時の様子

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 「嫌い」や「あげる」とも言っていないのに，「ちょうだい」と言われている
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり，食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●授業中・休み時間の様子

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 休み時間にふざけ合っているように見えるが一方向的に何かをされている
- ☐ 休み時間にふざけ合っているように見えるが、表情が暗い

●清掃時の様子

- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机，ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり，隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 吹奏楽や陸上を休むことが多くなり，やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち，友だちにおごるなどする
- ☐ SNSに誹謗中傷の書き込みをされている。

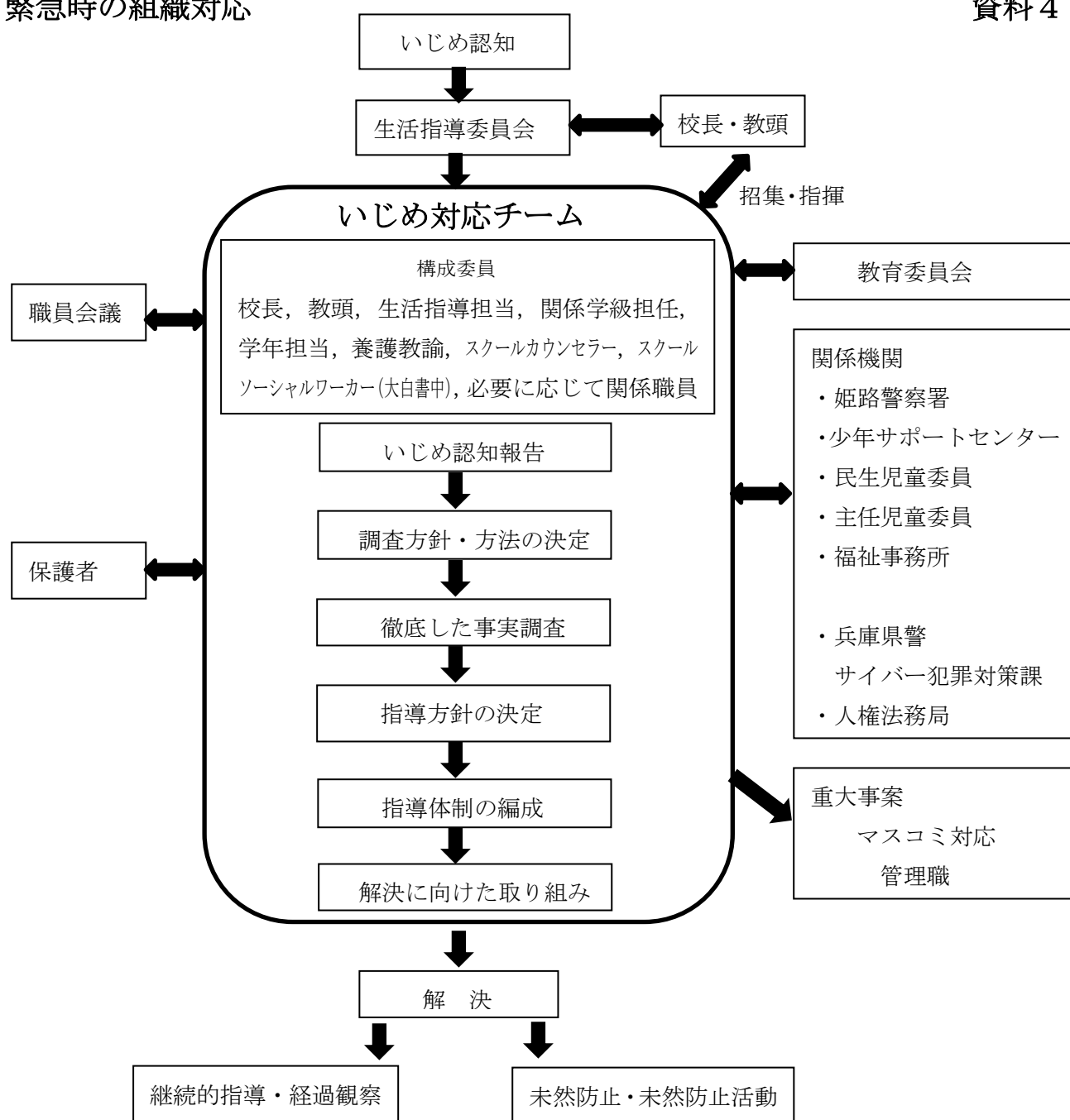
3 いじめている子はいないか

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに，教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し，他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 事情を聞いた時，他者に「～やなあ」と言って「うん」と言わせ，話させない

年間指導計画

資料 3

	包括的な取組	未然防止の取組	早期発見の取組	学級 その他の取組
4月	- いじめ防止対策委員会の立ち上げ - 基本方針の共通理解 - 保護者、地域向け啓発及び発信	- 校長から全校生にいじめ撲滅宣言 - 異学年交流（児童集会）	学級懇談会	- 学級開き 担任から学級児童へいじめ撲滅宣言 - 人権ポスター作成
5月	事案発生時 いじめ対応チーム 臨時職員会議	異学年交流（縦割り班活動）		
6月		- 情報モラル教育 - ライフスキル教育	いじめアンケート① 個人面談	
7月		異学年交流（児童集会）	個人懇談会	夏期休業前生活指導
8月		カウンセリング・マインド研修		
9月		異学年交流（縦割り班活動）		2学期生活指導
10月		ライフスキル教育		道徳授業公開（全学級）
11月		異学年交流（児童集会）	- いじめアンケート② 個人面談 - 個人懇談会	
12月				- 人権作文 - 冬期休業前生活指導
1月		- 薬物乱用防止教室（6年） - 異学年交流（縦割り班活動）		3学期生活指導
2月		- 学校評議員会 - ライフスキル教育	いじめアンケート③ 個人面談	
3月	本年度のまとめ	- 小中連絡会 - 異学年交流（児童集会）		学年末休業前生活指導



緊急時対応の基本姿勢

- 最後までいじめを受けた側の児童・保護者に寄り添う立場を貫く。
- 双方の保護者と十分に連絡を取り，話し合いを進める。
- 傍観者もいじめの加担者であることを全校的に指導する。
- いじめはどこにでも誰にでも起こりうることを決して忘れない。
- 報告・連絡・相談を徹底し，校長の指揮のもと，組織・チームとして解決していく。

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児

童生徒及びその保護者に対し，必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告，地方公共団体の長等による 1 の調査の再調査，再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長，国立学校は文部科学大臣，私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。